

1. 策定の目的

江馬氏城館跡は昭和55年に史跡指定され、翌56年に『江馬氏城館跡保存管理計画 策定報告書』（以下、「旧保存管理計画」）を策定し、保存管理を行ってきました。それから年月が経過しても史跡を保存するという方針は変わりませんが、当時定めた現状変更の基準は現在の社会状況にそぐわない部分が出てきています。また、これまでに下館跡の復元整備を行い、平成29年には「江馬氏館跡庭園」として国名勝に指定されました。名勝を核とした積極的活用が求められる状況の中で、それらの方向性を定め、史跡・名勝がもつ本質的価値を確実に次世代に継承するため、計画を策定しました。

2. 指定の概要

史跡

【名称】 江馬氏城館跡
 （下館跡・高原諏訪城跡・土城跡
 寺林城跡・政元城跡・洞城跡・石神城跡）
 【指定年月日】 昭和55年3月21日
 【指定面積】 10,247,766.13 m²
 【管理団体指定】 無し

名勝

【名称】 江馬氏館跡庭園
 【指定年月日】 平成29年10月13日
 【指定面積】 1352.25 m²
 【管理団体指定】 飛騨市



高原諏訪城跡



江馬氏館跡庭園

3. 明らかになっている価値

これまでの調査であきらかになった本質的な価値を整理すると、以下の通りとなります。

- 調査で明らかになった庭園遺構や出土遺物に象徴される、**往時の江馬氏がおこなっていた設え・儀礼・饗応等の様子を物語る**下館跡
- 応仁の乱後の地方への文化の伝播**を整備によって見ることができ、背景の山並みも含めて**往時の景観を体感することができる**、全国的にも希少な下館跡と庭園遺構
- 高原郷内を効果的に支配するために、**城館を有機的に配置**することで、外敵の侵入への備えと、領内の支配を行っていたことをよく示す城館群
- 巨大な堀切や大規模で急峻な切岸に代表される、**土造りの城の到達点とも言うべき、飛騨の城造りの特徴をよく表す**山城跡
- 遺構の保存状態が良く、指定から整備活用まで、**長年にわたり地域住民や行政が史跡の保存・活用に取り組んできた様子**が分かる、全国的にも貴重な遺跡

4. 目指すべき姿（大綱）

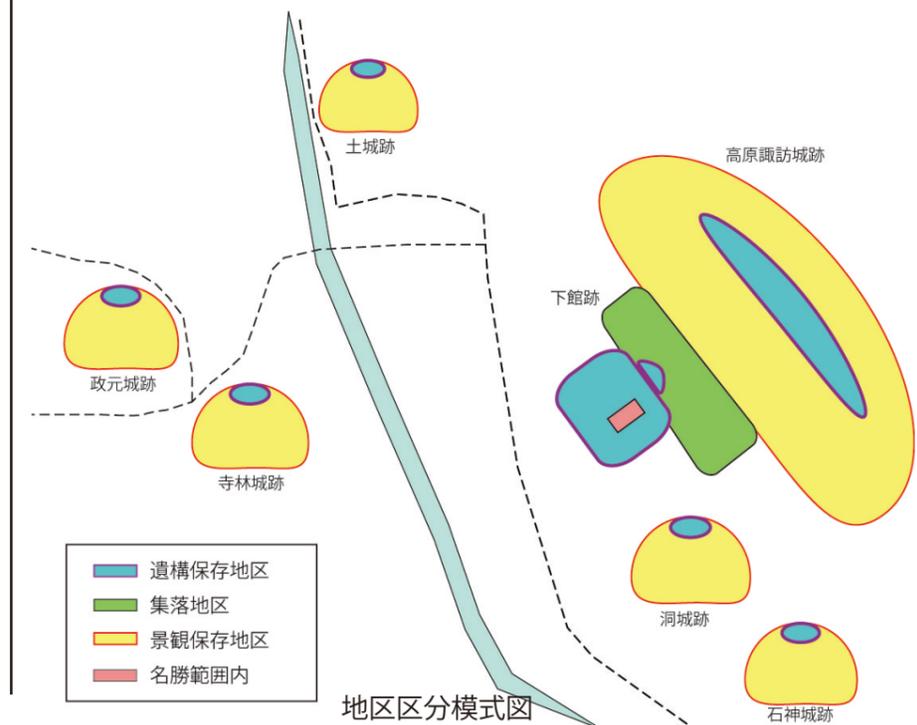
- 調査研究の推進と将来への確実な保存継承
- 各地域に愛され、護られていく城跡としての整備活用
- 飛騨市の地域振興・観光振興への寄与

5. 今後の整備テーマ

- 飛騨市の歴史と文化の発信基地「江馬館」
- 貴重な山城群をネットワーク的に整備活用

6. 対象地域の地区区分

- ①**遺構保存地区**…重要な遺構が確認されている、もしくは存在が推定できる区域。
- ②**集落地区**…下館跡の遺構保存地区を取り巻く、集落地区。
- ③**景観保存地区**…山城跡の遺構保存地区を取り巻く周辺の斜面区域。
- ④**名勝範囲内**…名勝指定範囲（今回新たに設定）。



7. 史跡・名勝を構成する要素

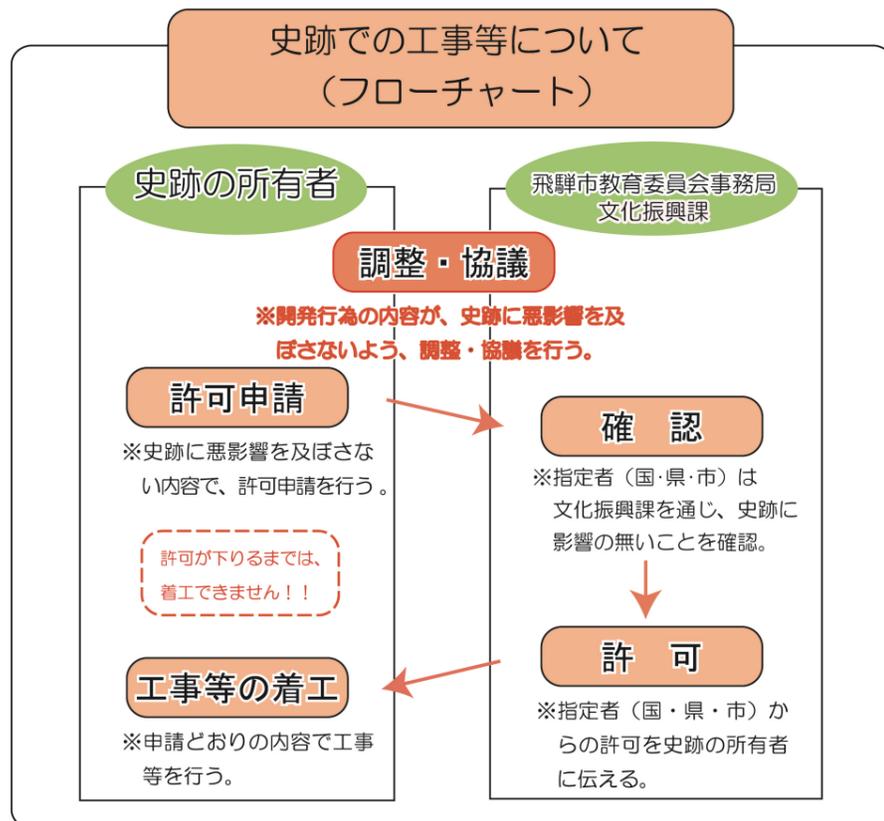
指定範囲内に存在する全てのものは、本質的価値を構成する遺構等から、そうではないものまで様々です。その性格で4種に分類し、それぞれの現状を整理しました。

- A類＝史跡・名勝を構成する重要な要素（地下の遺跡、庭園等）
- B類＝自然地形や古道、景観等
- C類＝保存活用に有効な要素（復元建物・看板・管理施設等）
- D類＝その他

8. 現状変更の取扱い

史跡・名勝の本質的な価値は、将来にわたって確実に保存する必要があります。そのため、史跡・名勝の範囲内において、現状を変更する行為（建物を建てる・土地を掘る・盛土する・樹木を伐採する・道を作る 等）を行う場合は、文化庁長官の許可が必要になります。

許可できる基準は行為によって、または地区によって異なります。本計画では認める・認めないの基準を専門家や文化庁の指導を受けながら見直しました。



9. 地区毎の取扱い

地区毎の現状変更の取扱基準も見直しました。名勝の指定範囲内や山城の山頂部といった「遺構保存地区」は大事な要素が集中しているため、より厳密な保存が必要な一方、人が暮らす「集落地区」や山林が大部分を占める「景観保存地区」は人の生活と史跡の保護を両立したあり方を考えながら基準を定めました。

行為/地区	遺構保存地区		集落地区	景観保存地区
	下館跡・名勝範囲内	山城跡		
地区ごとの取扱い方針	整備地区のため、基本的に整備・活用以外の変更は認められない(実施の際は別途計画を策定する)。	城郭遺構を保護するため、建築物・工作物・通路等の新設は特に慎重に判断する。	無計画な開発は認められないが、住民の生活に配慮し、史跡等に影響がない場合は極力変更を認める。	山林保全と防災・人命に係る施設の保全を行い、史跡等に影響がない場合は変更を認める。
取扱いの原則	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構に影響を及ぼす恐れがあるものは認めない。 ・地形及び景観の改変は、軽微なものを除いて現状変更を認めない。 ・史跡等の景観に調和するよう十分配慮する。 ・現状変更を計画する際は、飛騨市教育委員会及び飛騨市の関係部局と協議する。 			
(a)遺構の保存や状況把握に係る発掘調査	○	○	○	○
(b)学術的調査の結果を踏まえた遺構等の整備	○	○	○	○
(c1)保存活用に有効な建築物及び工作物の改築 ※	○	○	○	○
(c2)建築物及び工作物の新築	×	△	△	△
(d1)建築物及び工作物の増築	×	△	△	△
(d2)建築物及び工作物の改築	△	△	○	△
(e)建築物及び工作物の移転または除去	△	○	○	○
(f)防災上必要な施設、また人命に係る施設の設置	△	△	○	○
(g1)電気、水道、下水等設備の新設	△	△	○	△
(g2)電気、水道、下水等設備の改修、復旧	○	○	○	○
(h)仮設物の設置	○	○	○	○
(i1)道路(園路、登山道、林道等含む)の新設	×	△	△	△
(i2)道路(園路、登山道、林道等含む)の改修	△	△	○	△
(j)樹木の伐採	△	△	△	△
(k)新たな植栽	△	△	△	△
(l)その他の行為	△	△	△	△

<凡例>
 ○＝史跡等に影響が無い場合、現状変更を認める。
 △＝現状変更の内容により可否を判断する。
 ×＝調査に基づく整備事業等の特殊な場合を除き、原則現状変更を認めない。
 ※c1=重要な構成要素およびそれに準じる施設のみ適用(史跡=A類・B類・集落地区以外のC類、名勝=A類・B類)

10. 活用と整備

史跡・名勝を守る意味でも、地域活動や観光振興等、様々な場面・様々な人々に活用されるあり方が望ましいと考えます。また、活用を積極的に進めるためにはそれに見合った整備も計画的に行う必要があります。整備した公園も近い将来修理が必要です。それらを今後計画的に実施するため、周辺部も含めて基本的な考え方を整理しました。



歴史講座・会食体験



土塀の壁塗り体験

11. 運営体制

保存と活用を継続的に遂行できるよう、行政・地域住民・関係団体・学識経験者等の相互協力体制を定め、関係団体育成や専門職員の確実な配置等の行政の体制強化を定めました。

